

訪問介護



重要事項説明書

ライフデザインきらり
川口市西青木4-1-3
048・254・7733

指定訪問介護及び第1号訪問事業

重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	きらり株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 和田ひとみ
本社所在地	埼玉県川口市西青木4-1-3
法人設立年月日	2012年7月30日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	ライフデザインきらり
事業所番号	訪問介護・第1号訪問事業 (指定事業所番号 1170205429)
所在地	〒332-0035 埼玉県川口市西青木4-1-3
電話番号	048-254-7733
直通電話番号	048-280-6444
FAX番号	048-258-6555
通常の事業の実施地域	川口市 蕨市 戸田市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

事業所の営業日	月曜日から金曜日まで (ただし、国民の休日、1月1日から1月3日までを除く。)
事業所の営業時間	午前9時から午後6時まで
サービス提供時間	サービス提供に関しては可能な限り 営業日、営業時間外でも対応。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	<u>常勤1人</u>
サービス提供責任者	・訪問介護計画等を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定	<u>常勤2人以上</u>

	<p>期的に把握します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対し研修、技術指導を行います 	
訪問介護員	訪問介護計画等に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	<u>非常勤5人以上</u>

3 サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、外出介助)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料 別紙参照

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 口座振替にてお支払いください。(登録手続き完了までは現金払い可能です)
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡しします。再発行はできませんので大切に保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)
- ③ 残高不足などの理由にて引き落としができない場合は、指定の銀行口座にお振込頂きます。その際の振込手数料は利用者ご負担となります。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速

やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 ①	氏 名	
	電 話 番 号	
	住 所	
	続 柄	
緊急連絡先 ②	氏 名	
	電 話 番 号	
	住 所	
	続 柄	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・ 直ちに担当者が相手方に連絡をとり、直接訪問をするなどして詳しい事情を聴き、関係機関からも事情を確認する。
- ・ 相談担当者が必要であると判断した場合、関係機関や行政を含め、検討会議を行い、対応を検討。
- ・ 検討後、（翌日までには）具体的な対応をする。（利用者への謝罪や状況説明など）
- ・ 記録を保管、情報の共有をし、再発防止に役立てる。
- ・ 必要に応じて、各市町村、国保連等へ情報提供を行なう。

(2) 苦情相談窓口

【事業者の窓口】 ライフデザインきらり 担当：本田 友紀枝	所在地：川口市西青木4-1-3 電話番号：048-254-7733 受付時間：月～金 9:00～18:00
【市町村の窓口】 川口市役所介護保険課	所在地：川口市青木2-1-1 電話番号：048-258-1110（代） 受付時間：月～金 8:30～17:15

蕨市役所健康福祉部 介護保険室	所在地：蕨市中央5-14-15 電話番号：048-433-7835（直） 受付時間：月～金 8：30～17：15
戸田市健康福祉部 健康長寿課	所在地：戸田市上戸田1-18-1 電話番号：048-441-1800（代） 受付時間：月～金 8：30～17：15
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体 連合会	所在地：さいたま市中央区下落合1704 電話番号：048-824-2568 受付時間：月～金 8：30～17：00

10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

③利用者以外の家族のためのサービス提供

④訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価 の状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1・あり 2・なし
	2 なし		

1 2 事業所は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引事業者の方、利用者及びそのご家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期

的に話し合いの場を設け介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.3 業務継続（感染症・自然災害）に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.4 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。

(2) 当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。虐待防止委員会委員長：南雲栄子

指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第1号訪問事業の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

西暦 _____ 年 月 日

埼玉県川口市西青木4-1-3 きらり株式会社
代表取締役 和田 ひとみ

説明者：ライフデザインきらり

氏 名 _____